

# 家事事件手続法の施行を迎えて — 家事事件の手続が新しくなります —

家事事件手続法が、平成25年1月1日から施行されます。

## ● 家事事件手続法とは？

家事事件（家事審判及び家事調停に関する事件）の手続を定める法律です。国民に利用しやすく現代社会に適合した家事事件の手続を定めるために新たに制定されました。

※家事審判…裁判官が様々な資料に基づいて判断し決定する手続

※家事調停…裁判官1人と調停委員2人以上で構成される調停委員会が、当事者双方から言い分を十分に聴きながら、話し合いを行う手続

## ● 新しく設けられた制度

いくつかご紹介します。

●原則として、申立書の写しが相手方に送付される。

●事件の当事者であれば、家事審判事件の記録を見たりコピーしたりすることが、原則として許可される。

●電話会議・テレビ会議システムを利用することができる。

## ● 施行日

平成25年1月1日から施行されます。

ただし、家事事件手続法が適用されるのは、施行日（平成25年1月1日）以降に申し立てられた家事事件です。

家事事件の手続について、詳しくお知りになりたい方は

- 裁判所ウェブサイト (<http://www.courts.go.jp/>)
- お近くの家庭裁判所の家事手続案内をご利用ください。

長野家庭裁判所佐久支部 家事係 電話 0267-67-1532

※全国の裁判所の所在地・電話番号 [http://www.courts.go.jp/map\\_tel/index.html](http://www.courts.go.jp/map_tel/index.html)



## 立科町ラインガルテン 利用者の募集について

立科町ラインガルテン（都市農村交流施設）では、利用者の契約満了に伴い1区画の募集を行います。募集要項につきましては、立科町公式ホームページ、又は農林課窓口までお問い合わせください。

- 1 滞在型市民農園（特定農地貸付方式）
- 2 利用開始予定 平成25年4月から
- 3 募集期間 平成24年12月14日(金)～平成25年1月31日(木) 必着
- 4 募集区画数 1区画 応募者多数の場合、抽選となります。  
(1区画約250㎡、うち農園面積100㎡)
- 5 簡易休憩施設（ラウベ） 構造：木造カラー鉄板葺2階建て  
仕様：床（フローリング）、内壁（ビニールクロス）、腰壁（杉板張り）、外壁（カラマツ板張り）  
床面積：1階：29.81㎡、2階（ロフト）：9.94㎡、合計：39.75㎡
- 6 利用料金 年間30万円（光熱水費等は実費）
- 7 利用期間 1年（ただし最長連続5年を超えない範囲内で更新可能）
- 8 応募資格 (1) 都市農村交流にふさわしい都市部の非農家であって、滞在中農園利用することを相当とする地域（片道概ね100km以上）に居住する者。  
(2) 耕作のため積極的に農園を利用する者。  
(3) 農園の景観保全に協力できる者。  
(4) 地域住民とのふれあい活動に意欲的に参加できる者。  
(5) その他、農園の利用に関し、定められた事項を遵守できる者。
- 9 応募方法 立科町公式ホームページ、又は農林課窓口までお問い合わせください。

